

議案第22号

磐田市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

磐田市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のように制定するものとする。

令和6年2月15日提出

磐田市長 草地博昭

## 磐田市手数料条例の一部を改正する条例

磐田市手数料条例（平成17年磐田市条例第67号）の一部を次のように改正する。

附則第3項の前の見出し中「個人番号カード」を「個人番号カード又は移動端末設備」に改め、同項中「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同項の表課税又は納税に関する証明の項中「個人番号カードをいう。以下同じ。）」を「個人番号カードであって、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。以下同じ。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。以下同じ。）」に改め、同表住民票、戸籍の附票に関する証明の項から戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付の項までの規定中「個人番号カード」を「個人番号カード又は移動端末設備」に改める。

別表建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物の完了検査の申請又は同法第18条第16項の規定に基づく建築物の完了の通知の項及び建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についてされるものである場合の同法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は同法第18条第19項の特定工程に係る建築物についてされるものである場合の同条第16項の規定に基づく完了の通知の項中「建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は同法第13条第2項に基づく適合性判定の通知の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関

する法律第12条第1項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項に基づく計画変更に関わる建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請又は第13条第3項に基づく計画変更に関わる適合性判定の通知の項から建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請の項までの規定中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同表建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の軽微変更該当証明書の交付申請の項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改め、同表2法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請の項中「1,180,000円」を「1,450,000円」に、「1,410,000円」を「1,720,000円」に、「1,590,000円」を「1,920,000円」に、「1,950,000円」を「2,360,000円」に、「2,270,000円」を「2,740,000円」に、「4,550,000円」を「5,640,000円」に、「5,820,000円」を「7,240,000円」に、「7,070,000円」を「8,790,000円」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則第3項の改正規定（「令和6年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

磐田市手数料条例新旧対照表

現行			改正案		
<p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>(<u>個人番号カード</u>を利用して端末機から交付を受ける場合に係る手数料の金額の特例)</p> <p>3 別表の規定にかかわらず、令和5年4月1日から<u>令和6年3月31日</u>までの間、別表に規定する手数料を徴収する事項のうち、次の表の左欄に掲げる事項中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>			<p>附 則</p> <p>1・2 略</p> <p>(<u>個人番号カード又は移動端末設備</u>を利用して端末機から交付を受ける場合に係る手数料の金額の特例)</p> <p>3 別表の規定にかかわらず、令和5年4月1日から<u>令和7年3月31日</u>までの間、別表に規定する手数料を徴収する事項のうち、次の表の左欄に掲げる事項中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</p>		
課税又は納税に関する証明	300円	300円（ <u>個人番号カード</u> （行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する <u>個人番号カード</u> をいう。以下同じ。）	課税又は納税に関する証明	300円	300円（ <u>個人番号カード</u> （行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する <u>個人番号カード</u> であって、 <u>電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。以下同じ。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。以下同じ。）を利用して、地方公共団体情報システム機</u>

現行			改正案		
		構の電子計算組織を経由し、市の電子計算組織と通信回線により接続された端末機（以下「端末機」という。）から交付を受ける場合は200円）			構の電子計算組織を経由し、市の電子計算組織と通信回線により接続された端末機（以下「端末機」という。）から交付を受ける場合は200円）
住民票、戸籍の附票に関する証明	300円	300円（ <u>個人番号カード</u> を利用して、端末機から交付を受ける場合は200円）	住民票、戸籍の附票に関する証明	300円	300円（ <u>個人番号カード又は移動端末設備</u> を利用して、端末機から交付を受ける場合は200円）
印鑑に関する証明	300円	300円（ <u>個人番号カード</u> を利用して、端末機から交付を受ける場合は200円）	印鑑に関する証明	300円	300円（ <u>個人番号カード又は移動端末設備</u> を利用して、端末機から交付を受ける場合は200円）
戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	450円	450円（ <u>個人番号カード</u> を利用して、端末機から交付を受ける場合は350円）	戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付	450円	450円（ <u>個人番号カード又は移動端末設備</u> を利用して、端末機から交付を受ける場合は350円）
4 略			4 略		
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）		
手数料を徴収する事項	金額 (1件につき)	算定区分	手数料を徴収する事項	金額 (1件につき)	算定区分
略			略		

現行		改正案			
<p>建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物の完了検査の申請又は同法第18条第16項の規定に基づく建築物の完了の通知</p>	<p>建築物の床面積の合計が30平方メートル以下のときは15,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以下のときは19,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以下のときは24,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以下のときは33,000円、500平方メートルを超えるとときは55,000円とする。ただし、移転の場合にあっては、当該部分の床面積の2分の1について算定した額とする。</p>	<p>1申請又は1通知につき1件とする。なお、<u>建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律</u>（平成27年法律第53号）第12条第3項又は第13条第4項の規定による適合性判定通知書の交付を受けた場合は、交付を受けた建築物1棟ごとに、左欄に掲げる金額のほか、特定建築物の非住宅部分であって、工場等（工場、倉庫その他エネルギーの使用状況がこれらに類するものをいう。以下この部及び次の部において同じ。）の用途に供する部分を</p>	<p>建築基準法第7条第1項の規定に基づく建築物の完了検査の申請又は同法第18条第16項の規定に基づく建築物の完了の通知</p>	<p>建築物の床面積の合計が30平方メートル以下のときは15,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以下のときは19,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以下のときは24,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以下のときは33,000円、500平方メートルを超えるとときは55,000円とする。ただし、移転の場合にあっては、当該部分の床面積の2分の1について算定した額とする。</p>	<p>1申請又は1通知につき1件とする。なお、<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u>（平成27年法律第53号）第12条第3項又は第13条第4項の規定による適合性判定通知書の交付を受けた場合は、交付を受けた建築物1棟ごとに、左欄に掲げる金額のほか、特定建築物の非住宅部分であって、工場等（工場、倉庫その他エネルギーの使用状況がこれらに類するものをいう。以下この部及び次の部において同じ。）の用途に供する部分を</p>

現行			改正案		
		除く部分の床面積の合計が100平方メートル以下のときは2,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以下のときは3,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以下のときは5,000円、特定建築物の工場等の用途に供する部分であって、床面積の合計が500平方メートル以下のときは1,000円を加えた額とする。			除く部分の床面積の合計が100平方メートル以下のときは2,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以下のときは3,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以下のときは5,000円、特定建築物の工場等の用途に供する部分であって、床面積の合計が500平方メートル以下のときは1,000円を加えた額とする。
略			略		
建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についてされるものである場合の同法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は同法第18条第19項の特定工程に係る建築物につ	建築物の床面積の合計が30平方メートル以下のときは14,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以下のときは	1申請又は1通知につき1件とする。なお、 <u>建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律</u>	建築基準法第7条の3第1項の特定工程に係る建築物についてされるものである場合の同法第7条第1項の規定に基づく完了検査の申請又は同法第18条第19項の特定工程に係る建築物につ	建築物の床面積の合計が30平方メートル以下のときは14,000円、30平方メートルを超え100平方メートル以下のときは	1申請又は1通知につき1件とする。なお、 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法</u>

現行			改正案		
<p>いてされるものである場合の同条第16項の規定に基づく完了の通知</p>	<p>18,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以下のときは22,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以下のときは31,000円、500平方メートルを超えるとときは52,000円とする。ただし、移転の場合にあっては、当該部分の床面積の2分の1について算定した額とする。</p>	<p>第12条第3項又は第13条第4項の規定による適合性判定通知書の交付を受けた場合は、交付を受けた建築物1棟ごとに、左欄に掲げる金額のほか、特定建築物の非住宅部分であって、工場等の用途に供する部分を除く部分の床面積の合計が100平方メートル以下のときは2,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以下のときは3,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以下のときは5,000円、特定建築物の工場等の用途に供す</p>	<p>いてされるものである場合の同条第16項の規定に基づく完了の通知</p>	<p>18,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以下のときは22,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以下のときは31,000円、500平方メートルを超えるとときは52,000円とする。ただし、移転の場合にあっては、当該部分の床面積の2分の1について算定した額とする。</p>	<p>律第12条第3項又は第13条第4項の規定による適合性判定通知書の交付を受けた場合は、交付を受けた建築物1棟ごとに、左欄に掲げる金額のほか、特定建築物の非住宅部分であって、工場等の用途に供する部分を除く部分の床面積の合計が100平方メートル以下のときは2,000円、100平方メートルを超え200平方メートル以下のときは3,000円、200平方メートルを超え500平方メートル以下のときは5,000円、特定建築物の工場等の用途に供す</p>



現行				改正案			
			る部分であって、床面積の合計が500平方メートル以下のときは1,000円を加えた額とする。				る部分であって、床面積の合計が500平方メートル以下のときは1,000円を加えた額とする。
略				略			
建築物のエネルギー	特定建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物に限る。）の非住宅部分		床面積の合計が300平方メートル以下のもの 10,000円	建築物エネルギー	特定建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物に限る。）の非住宅部分		床面積の合計が300平方メートル以下のもの 10,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 17,000円				床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 17,000円
二消費性能の向上に関する法	特定建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物以外の建築物に限る。）の非住宅部分であって、工場等（工	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この次の部から建築物のエネルギー消費性能	床面積の合計が300平方メートル以下のもの 94,000円	二消費性能の向上に関する	特定建築物（認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物以外の建築物に限る。）の非住宅部分であって、工場等（工	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この次の部から建築物のエネルギー消費性能	床面積の合計が300平方メートル以下のもの 94,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 120,000円				床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 120,000円

現行				改正案			
律 第 12 条 第 1 項 一 の 規 定 に 基 づ く 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 適 合	場、倉庫その他のエネルギーの使用状況がこれらに類するものをいう。以下この部及び次の部において同じ。)の用途に供する部分を除いた部分	の向上に関する法律施行規則 (平成28年国土交通省令第5号)第11条の軽微変更該当証明書の交付申請の部分までにおいて「省令」という。)第1条第1項第1号ロに規定する基準による審査		法 律 第 12 条 第 1 項 一 の 規 定 に 基 づ く 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 適 合	場、倉庫その他のエネルギーの使用状況がこれらに類するものをいう。以下この部及び次の部において同じ。)の用途に供する部分を除いた部分	の向上等に関する法律施行規則 (平成28年国土交通省令第5号)第11条の軽微変更該当証明書の交付申請の部分までにおいて「省令」という。)第1条第1項第1号ロに規定する基準による審査	
		その他に規定する基準による審査	床面積の合計が300平方メートル以下のもの 246,000円	その他に規定する基準による審査		床面積の合計が300平方メートル以下のもの 246,000円	
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 309,000円			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 309,000円	
	特定建築物(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	特定建築物(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建	床面積の合計が300平方メートル以下のもの			

現行				改正案			
性 判 定 の 申 請 又 は 同 法 第 13 条 第 2 項 に 基 づ く 適 合 性 判 定 の 通 知	築物以外の建築物に限 る。)の工場等の用途に 供する部分	20,000円		性 判 定 の 申 請 又 は 同 法 第 13 条 第 2 項 に 基 づ く 適 合 性 判 定 の 通 知	築物以外の建築物に限 る。)の工場等の用途に 供する部分	20,000円	
		床面積の合計が300 平方メートルを超え るもの				28,000円	
建	特定建築物（認定建築物	床面積の合計が300		建	特定建築物（認定建築物	床面積の合計が300	

現行				改正案				
建築物のエネルギー	エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物に限る。)の非住宅部分		平方メートル以下のもの 6,000円	建築物のエネルギー	エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物に限る。)の非住宅部分		平方メートル以下のもの 6,000円	
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 10,000円				床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 10,000円	
二消費性能の向上に関する法律第12条第2項に	特定建築物(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物以外の建築物に限る。)の非住宅部分であって、工場等の用途に供する部分を除いた部分	省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による審査を行う場合	床面積の合計が300平方メートル以下のもの 48,000円	二消費性能の向上に関する法律第12条第2項に	特定建築物(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物以外の建築物に限る。)の非住宅部分であって、工場等の用途に供する部分を除いた部分	省令第1条第1項第1号ロに規定する基準による審査を行う場合	床面積の合計が300平方メートル以下のもの 48,000円	
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 61,000円				床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 61,000円	
	特定建築物(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物に限る。)の工場等の用途に供する部分	その他の基準による審査の場合	床面積の合計が300平方メートル以下のもの 124,000円	特定建築物(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物に限る。)の工場等の用途に供する部分	その他の基準による審査の場合	床面積の合計が300平方メートル以下のもの 124,000円	特定建築物(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物に限る。)の工場等の用途に供する部分	床面積の合計が300平方メートル以下のもの 124,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 156,000円			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 156,000円		
特定建築物(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物に限る。)の工場等の用途に供する部分			床面積の合計が300平方メートル以下のもの 11,000円	特定建築物(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載された他の建築物に限る。)の工場等の用途に供する部分			床面積の合計が300平方メートル以下のもの 11,000円	
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの				床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	

現行				改正案			
基 づ く 計 画 変 更 に 関 わ る 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 適 合 性 判 定 の		るもの		基 づ く 計 画 変 更 に 関 わ る 建 築 物 エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 適 合 性 判 定 の		るもの	
		16,000円				16,000円	

現行				改正案			
申請又は第13条第3項に基づく計画変更に関わる適合性判定の通				申請又は第13条第3項に基づく計画変更に関わる適合性判定の通			

現行				改正案				
知				知				
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第34条第1	一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この部、次の部及び次の部において同じ。）	適合証明（市長が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第35条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面。以下この部において同じ。）を添付する場合	5,000円	1 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第35条第2項の規定により申し出る場合は、建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物の建築等に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物の建築等に関する計画の通知の手数を左欄の額に加算する。</u>	一戸建ての住宅（人の居住の用以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下この部、次の部及び次の部において同じ。）	適合証明（市長が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第35条第1項第1号に掲げる基準に適合することを証する書面。以下この部において同じ。）を添付する場合	5,000円	1 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第35条第2項の規定により申し出る場合は、建築基準法第6条第1項の規定に基づく建築物の建築等に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物の建築等に関する計画の通知の手数を左欄の額に加算する。</u>
		適合証明を添付しない場合	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの（以下この部及び次の部において	2 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第34条第3項各号に掲げる事項を記載す</u>		適合証明を添付しない場合	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの（以下この部及び次の部において	2 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律 第34条第3項各号に掲げる事項を記載す</u>

現行					改正案				
項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定	共同住宅等（共同住宅、長屋その他の他の一戸建ての住	住戸部分（人の居住の用に供する部分（共用廊下、共用階段その他の市長が共用部分と認めるもの（以下この部、次の部及び次の部において「共	適合証明を添付する場合	単に「市長が定める基準」という。）による審査にあつては18,000円、その他の基準による審査にあつては37,000円	る場合における手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物の左欄に掲げる金額を合算した額とする。	適合証明を添付する場合	単に「市長が定める基準」という。）による審査にあつては18,000円、その他の基準による審査にあつては37,000円	る場合における手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物の左欄に掲げる金額を合算した額とする。	
			申請に係る戸数（以下この部、次の部及び次の部の部において「申請戸数」という。）が1戸のもの 5,000円	申請に係る戸数（以下この部、次の部及び次の部の部において「申請戸数」という。）が1戸のもの 5,000円					
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 10,000円	申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 10,000円					
			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 17,000円	申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 17,000円					
			申請戸数が11戸以上のもの 29,000円	申請戸数が11戸以上のもの 29,000円					
			適合証明を添付しない場合	申請戸数が1戸のもの 市長が定める基準による審査にあつては18,000円、その他の基準による審査にあつては37,000円		適合証明を添付しない場合	申請戸数が1戸のもの 市長が定める基準による審査にあつては18,000円、その他の基準による審査にあつては37,000円		
			申請戸数が2戸以上	申請戸数が2戸以上					
			申請戸数が2戸以上	申請戸数が2戸以上					



現行					改正案					
の申請	宅以外の住宅をいう。次の部及び次の部に同じ。	用部分」という。を除く。をいう。以下この部、及び次の部において同じ。）	5戸以下のもの 市長が定める基準による審査にあつては35,000円、その他の基準による審査にあつては75,000円		の申請	宅以外の住宅をいう。次の部及び次の部に同じ。）	用部分」という。を除く。をいう。以下この部、及び次の部において同じ。）	5戸以下のもの 市長が定める基準による審査にあつては35,000円、その他の基準による審査にあつては75,000円		
			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 市長が定める基準による審査にあつては51,000円、その他の基準による審査にあつては106,000円					申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 市長が定める基準による審査にあつては51,000円、その他の基準による審査にあつては106,000円		
			申請戸数が11戸以上のもの 市長が定める基準による審査にあつては75,000円、その他の基準による審査にあつては150,000円					申請戸数が11戸以上のもの 市長が定める基準による審査にあつては75,000円、その他の基準による審査にあつては150,000円		
		共用部分	適合証明を添付する場合			10,000円	共用部分	適合証明を添付する場合		10,000円
			適合証明を添付しない場合			118,000円		適合証明を添付しない場合		118,000円
		非住宅部分（住戸	適合証明を添付する場合			床面積の合計が300平方メートル以下のもの	非住宅部分（住戸	適合証明を添付する場合		床面積の合計が300平方メートル以下のもの

現行				改正案			
		部分及び共用部分以外の部分をいう。次の部及び次の部において同じ。)	10,000円				10,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの				床面積の合計が300平方メートルを超えるもの
			17,000円				17,000円
			適合証明を添付しない場合				適合証明を添付しない場合
			床面積の合計が300平方メートル以下のもの 市長が定める基準による審査にあつては94,000円、その他の基準による審査にあつては246,000円				床面積の合計が300平方メートル以下のもの 市長が定める基準による審査にあつては94,000円、その他の基準による審査にあつては246,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 市長が定める基準による審査にあつては120,000円、その他の基準による審査にあつては309,000円				床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 市長が定める基準による審査にあつては120,000円、その他の基準による審査にあつては309,000円
その他の建築物	適合証明を添付する場合	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	10,000円	その他の建築物	適合証明を添付する場合	床面積の合計が300平方メートル以下のもの	10,000円
		床面積の合計が300平方メートルを超えるもの				床面積の合計が300平方メートルを超えるもの	
			17,000円				17,000円

現行					改正案				
		適合証明を添付しない場合	床面積の合計が300平方メートル以下のもの 市長が定める基準による審査にあつては94,000円、その他の基準による審査にあつては246,000円				適合証明を添付しない場合	床面積の合計が300平方メートル以下のもの 市長が定める基準による審査にあつては94,000円、その他の基準による審査にあつては246,000円	
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 市長が定める基準による審査にあつては120,000円、その他の基準による審査にあつては309,000円					床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 市長が定める基準による審査にあつては120,000円、その他の基準による審査にあつては309,000円	
建築物のエネルギー消費性能	一戸建ての住宅	適合証明（市長が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第1項第	3,000円	1 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定により申し出る場合は、建築基準法第6条第1項の規定に基づく	建築物のエネルギー消費性能	一戸建ての住宅	適合証明（市長が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第2項において準用する同法第35条第1項第	3,000円	1 <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第36条第2項において準用する同法第35条第2項の規定により申し出る場合は、建築基準法第6条第1項の

現行				改正案							
の 向 上 に 関 す る 法 律 — 第 36 条 第 1 項 の 規 定 に 基 づ く 建 築 物 エ ネ ル			1号に掲げる基準に適合することを証する書面。以下この部において同じ。)を添付する場合				建築物の建築等に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定に基づく建築物の建築等に関する計画の通知の手数料を左欄の額に加算する。				
			適合証明を添付しない場合	市長が定める基準による審査にあつては9,000円、その他の基準による審査にあつては19,000円			2 変更（建築物のエネルギー消費性能の				
共同住宅等	住戸部分	適合証明を添付する場合	申請戸数が1戸のもの	3,000円	1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この項において「計画」という。）に係る建築物に関し同条第3項各号に掲げる事項を新たに記載する場合又	共同住宅等	住戸部分	適合証明を添付する場合	申請戸数が1戸のもの	3,000円	2 変更（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画（以下この項において「計画」という。）に係る建築物に関し同条第3項各号に掲げる事項を新たに記載する場合又
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	6,000円					申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	6,000円	
			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	10,000円					申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	10,000円	
			申請戸数が11戸以上のもの	17,000円					申請戸数が11戸以上のもの	17,000円	
		適合証明を添付しない場合	申請戸数が1戸のもの	市長が定める基準に	適合証明を添付しない場合	申請戸数が1戸のもの	市長が定める基準に				

現行					改正案				
ギ ー 消 費 性 能 向 上 計 画 変 更 に 係 る 認 定 の 申 請			よる審査にあつては9,000円、その他の基準による審査にあつては19,000円	は削除する場合を除く。)に係る建築物が2以上ある場合における手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物の左欄に掲げる金額を合算した額とする。 3 計画に <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律</u> 第34条第3項各号に掲げる事項を新たに記載する場合における手数料の額は、同条第1項の規定に基づく認定の申請とみなして前項の規定を適用して算定する。	ギ ー 消 費 性 能 向 上 計 画 変 更 に 係 る 認 定 の 申 請			よる審査にあつては9,000円、その他の基準による審査にあつては19,000円	は削除する場合を除く。)に係る建築物が2以上ある場合における手数料の額は、申請に係るそれぞれの建築物の左欄に掲げる金額を合算した額とする。 3 計画に <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律</u> 第34条第3項各号に掲げる事項を新たに記載する場合における手数料の額は、同条第1項の規定に基づく認定の申請とみなして前項の規定を適用して算定する。
			申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 市長が定める基準による審査にあつては18,000円、その他の基準による審査にあつては38,000円					申請戸数が2戸以上5戸以下のもの 市長が定める基準による審査にあつては18,000円、その他の基準による審査にあつては38,000円	
			申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 市長が定める基準による審査にあつては27,000円、その他の基準による審査にあつては55,000円					申請戸数が6戸以上10戸以下のもの 市長が定める基準による審査にあつては27,000円、その他の基準による審査にあつては55,000円	
			申請戸数が11戸以上のもの 市長が定める基準による審査にあつては40,000円、その他の基準による審査にあつては78,000円					申請戸数が11戸以上のもの 市長が定める基準による審査にあつては40,000円、その他の基準による審査にあつては78,000円	
	共用部分	適合証明を添付する場合	6,000円		共用部分	適合証明を添付する場合	6,000円		
	適合証明を	60,000円			適合証明を	60,000円			

現行				改正案			
		添付しない場合				添付しない場合	
	非住宅部分	適合証明を添付する場合	床面積の合計が300平方メートル以下のもの 6,000円		非住宅部分	適合証明を添付する場合	床面積の合計が300平方メートル以下のもの 6,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 10,000円				床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 10,000円
		適合証明を添付しない場合	床面積の合計が300平方メートル以下のもの 市長が定める基準による審査にあつては48,000円、その他の基準による審査にあつては124,000円			適合証明を添付しない場合	床面積の合計が300平方メートル以下のもの 市長が定める基準による審査にあつては48,000円、その他の基準による審査にあつては124,000円
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 市長が定める基準による審査にあつては61,000円、その他の基準による審査にあつては156,000円				床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 市長が定める基準による審査にあつては61,000円、その他の基準による審査にあつては156,000円
	その他の建築物	適合証明を添付する場合	床面積の合計が300平方メートル以下のもの		その他の建築物	適合証明を添付する場合	床面積の合計が300平方メートル以下のもの

現行					改正案				
			6,000円				6,000円		
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの				床面積の合計が300平方メートルを超えるもの		
			10,000円				10,000円		
		適合証明を添付しない場合	床面積の合計が300平方メートル以下のもの 市長が定める基準による審査にあつては48,000円、その他の基準による審査にあつては124,000円			適合証明を添付しない場合	床面積の合計が300平方メートル以下のもの 市長が定める基準による審査にあつては48,000円、その他の基準による審査にあつては124,000円		
			床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 市長が定める基準による審査にあつては61,000円、その他の基準による審査にあつては156,000円				床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 市長が定める基準による審査にあつては61,000円、その他の基準による審査にあつては156,000円		
<u>建築物のエネルギー</u>	一戸建ての住宅	<u>適合証明（市長が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法</u>	5,000円		<u>建築物のエネルギー</u>	一戸建ての住宅	<u>適合証明（市長が定める機関が交付した建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する</u>	5,000円	

現行				改正案					
二消費性能の向上に関する法律 第41条第1項の規定に基づく建	共	住戸部	律 第41条第1項に規定する基準に適合することを証する書面。以下この部において同じ。)を添付する場合		二消費性能の向上等に関する法律 第41条第1項の規定に基づく建	共	住戸部	法律第41条第1項に規定する基準に適合することを証する書面。以下この部において同じ。)を添付する場合	
			適合証明を添付しない場合					建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準及び同法第35条第1項第1号に規定する建築物エネルギー消費性能誘導基準のうち市長が別に定めるもの（以下この部において単に「市長が定める基準」という。）による審査にあっては18,000円、その他の基準による審査にあっては37,000円	
			適合証明を	申請戸数が1戸のも				適合証明を	申請戸数が1戸のも



現行					改正案						
建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請	同住宅等	分	添付する場合	の	5,000円	建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請	同住宅等	分	添付する場合	の	5,000円
				申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	10,000円					申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	10,000円
				申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	17,000円					申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	17,000円
				申請戸数が11戸以上のもの	29,000円					申請戸数が11戸以上のもの	29,000円
			適合証明を添付しない場合	申請戸数が1戸のもの	市長が定める基準による審査にあつては18,000円、その他の基準による審査にあつては37,000円				適合証明を添付しない場合	申請戸数が1戸のもの	市長が定める基準による審査にあつては18,000円、その他の基準による審査にあつては37,000円
				申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては35,000円、その他の基準による審査にあつては75,000円					申請戸数が2戸以上5戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては35,000円、その他の基準による審査にあつては75,000円
				申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては					申請戸数が6戸以上10戸以下のもの	市長が定める基準による審査にあつては

現行					改正案				
				51,000円、その他の基準による審査にあつては106,000円					51,000円、その他の基準による審査にあつては106,000円
				申請戸数が11戸以上のもの 市長が定める基準による審査にあつては75,000円、その他の基準による審査にあつては150,000円					申請戸数が11戸以上のもの 市長が定める基準による審査にあつては75,000円、その他の基準による審査にあつては150,000円
		共用部分	適合証明を添付する場合	10,000円			共用部分	適合証明を添付する場合	10,000円
			適合証明を添付しない場合	118,000円				適合証明を添付しない場合	118,000円
		非住宅部分	適合証明を添付する場合	床面積の合計が300平方メートル以下のもの 10,000円			非住宅部分	適合証明を添付する場合	床面積の合計が300平方メートル以下のもの 10,000円
				床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 17,000円					床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 17,000円
			適合証明を添付する場合	省令第1条第1項第1号イに規定する基準に	床面積の合計が300平方メートル以下のもの 246,000円				適合証明を添付する場合
				床面積の合計が300平方メートル以下のもの					床面積の合計が300平方メートル以下のもの

現行					改正案					
			添付しない場合	よる審査を行う場合 平方メートルを超えるもの 309,000円				添付しない場合	よる審査を行う場合 平方メートルを超えるもの 309,000円	
			添付しない場合	省令第1条第1項第1号口に規定する基準による審査を行う場合 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 94,000円				添付しない場合	省令第1条第1項第1号口に規定する基準による審査を行う場合 床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 94,000円	
				床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 120,000円					床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 120,000円	
	その他の建築物		適合証明を添付する場合	床面積の合計が300平方メートル以下のもの 10,000円				適合証明を添付する場合	床面積の合計が300平方メートル以下のもの 10,000円	
						床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 17,000円				
	その他の建築物		適合証明を添付しない	省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査を行う場合 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 246,000円				適合証明を添付しない	省令第1条第1項第1号イに規定する基準による審査を行う場合 床面積の合計が300平方メートル以下のもの 246,000円	
						床面積の合計が300平方メートルを超えるもの 309,000円				
			添付しない	省令第1条第1項 床面積の合計が300平方メートル以下のもの				添付しない	省令第1条第1項 床面積の合計が300平方メートル以下のもの	

現行					改正案								
		場 合	第1号口 に規定す る基準に よる審査 を行う場 合	もの  94,000円 床面積の合計が300 平方メートルを超え るもの  120,000円			場 合	第1号口 に規定す る基準に よる審査 を行う場 合	もの  94,000円 床面積の合計が300 平方メートルを超え るもの  120,000円				
建 築 物 の エ ネ ル ギ 二 消 費 性 能 の 向 上 に 関 する 法 律 施	特定建築物 の非住宅部 分であつ て、工場等 (工場、倉 庫その他エ ネルギーの 使用状況が これらに類 するものを いう。以下 この部にお いて同じ。)の用 途に供する 部分を除い た部分	省令第1条 第1項第1 号口に規定 する基準に よる審査	床面積の合計が300 平方メートル以下の もの  24,000円		省令第1条 第1項第1 号口に規定 する基準に よる審査	床面積の合計が300 平方メートル以下の もの  24,000円	省令第1条 第1項第1 号口に規定 する基準に よる審査	床面積の合計が300 平方メートル以下の もの  24,000円		省令第1条 第1項第1 号口に規定 する基準に よる審査	床面積の合計が300 平方メートルを超え るもの  30,000円	省令第1条 第1項第1 号口に規定 する基準に よる審査	床面積の合計が300 平方メートルを超え るもの  30,000円
			床面積の合計が300 平方メートル以下の もの  62,000円			床面積の合計が300 平方メートル以下の もの  62,000円		床面積の合計が300 平方メートル以下の もの  62,000円					
		床面積の合計が300 平方メートルを超え るもの  78,000円	床面積の合計が300 平方メートルを超え るもの  78,000円		床面積の合計が300 平方メートルを超え るもの  78,000円								
		床面積の合計が300 平方メートル以下の もの  5,000円	床面積の合計が300 平方メートル以下の もの  5,000円		床面積の合計が300 平方メートル以下の もの  5,000円								
	特定建築物の工場等の用 途に供する部分		床面積の合計が300 平方メートルを超え るもの		特定建築物の工場等の用 途に供する部分		床面積の合計が300 平方メートルを超え るもの		特定建築物の工場等の用 途に供する部分		床面積の合計が300 平方メートルを超え るもの		床面積の合計が300 平方メートルを超え るもの

現行				改正案			
行規則 一（平成28年国土交通省令第5号）第11条の軽微変更該当		るもの 8,000円		施行規則 （平成28年国土交通省令第5号）第11条の軽微変更該当		るもの 8,000円	

現行				改正案			
証 明 書 の 交 付 申 請				証 明 書 の 交 付 申 請			
略				略			
2 法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請	(1) 製造所 ア 指定数量の倍数が10以下のもの 39,000円 イ 指定数量の倍数が10を超え50以下のもの 52,000円 ウ 指定数量の倍数が50を超え100以下のもの 66,000円 エ 指定数量の倍数が100を超え200以下のもの 77,000円 オ 指定数量の倍数が200を超えるもの 92,000円	1 申請につき1件とする。		2 法第11条第1項前段の規定に基づく危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請	(1) 製造所 ア 指定数量の倍数が10以下のもの 39,000円 イ 指定数量の倍数が10を超え50以下のもの 52,000円 ウ 指定数量の倍数が50を超え100以下のもの 66,000円 エ 指定数量の倍数が100を超え200以下のもの 77,000円 オ 指定数量の倍数が200を超えるもの 92,000円	1 申請につき1件とする。	

現行		改正案	
	<p>(2) 屋内貯蔵所</p> <p>ア 指定数量の倍 数が10以下のも の 20,000円</p> <p>イ 指定数量の倍 数が10を超え50 以下のもの 2 6,000円</p> <p>ウ 指定数量の倍 数が50を超え 100以下のもの 39,000円</p> <p>エ 指定数量の倍 数が100を超え 200以下のもの 52,000円</p> <p>オ 指定数量の倍 数が200を超え るもの 66,000 円</p> <p>(3) 屋外タンク貯 蔵所(特定屋外タ ンク貯蔵所、準特 定屋外タンク貯蔵 所及び岩盤タンク に係る屋外タンク 貯蔵所を除く。)</p> <p>ア 指定数量の倍 数が10以下の</p>		<p>(2) 屋内貯蔵所</p> <p>ア 指定数量の倍 数が10以下のも の 20,000円</p> <p>イ 指定数量の倍 数が10を超え50 以下のもの 2 6,000円</p> <p>ウ 指定数量の倍 数が50を超え 100以下のもの 39,000円</p> <p>エ 指定数量の倍 数が100を超え 200以下のもの 52,000円</p> <p>オ 指定数量の倍 数が200を超え るもの 66,000 円</p> <p>(3) 屋外タンク貯 蔵所(特定屋外タ ンク貯蔵所、準特 定屋外タンク貯蔵 所及び岩盤タンク に係る屋外タンク 貯蔵所を除く。)</p> <p>ア 指定数量の倍 数が10以下の</p>

現行		改正案	
	<p>もの 20,000円</p> <p>イ 指定数量の倍 数が100を超え 10,000以下のも の 26,000円</p> <p>ウ 指定数量の倍 数が10,000を超 えるもの 39,0 00円</p> <p>(4) 準特定屋外タ ンク貯蔵所(岩盤 タンクに係る屋外 タンク貯蔵所を除 く。) 570,000 円</p> <p>(5) 特定屋外タン ク貯蔵所(浮き屋 根を有する特定屋 外貯蔵タンクのうち 危険物の規制に 関する規則(昭和 34年総理府令第55 号。以下「規則」 という。)第20条 の4第2項第3号 に定める構造を有 しなければならない 特定屋外タンク 貯蔵所(以下「浮</p>		<p>もの 20,000円</p> <p>イ 指定数量の倍 数が100を超え 10,000以下のも の 26,000円</p> <p>ウ 指定数量の倍 数が10,000を超 えるもの 39,0 00円</p> <p>(4) 準特定屋外タ ンク貯蔵所(岩盤 タンクに係る屋外 タンク貯蔵所を除 く。) 570,000 円</p> <p>(5) 特定屋外タン ク貯蔵所(浮き屋 根を有する特定屋 外貯蔵タンクのうち 危険物の規制に 関する規則(昭和 34年総理府令第55 号。以下「規則」 という。)第20条 の4第2項第3号 に定める構造を有 しなければならない 特定屋外タンク 貯蔵所(以下「浮</p>



現行		改正案	
	<p>き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち規則第22条の2第1号ハで定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。))及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)</p> <p>ア 危険物の貯蔵 最大数量が 1,000キロリットル以上5,000 キロリットル未 満のもの 880, 000円</p> <p>イ 危険物の貯蔵 最大数量が 5,000キロリッ トル以上10,000 キロリットル未 満のもの 1,07 0,000円</p>		<p>き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち規則第22条の2第1号ハで定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所(以下「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。))及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)</p> <p>ア 危険物の貯蔵 最大数量が 1,000キロリッ トル以上5,000 キロリットル未 満のもの 880, 000円</p> <p>イ 危険物の貯蔵 最大数量が 5,000キロリッ トル以上10,000 キロリットル未 満のもの 1,07 0,000円</p>

現行			改正案		
	ウ 危険物の貯蔵 最大数量が 10,000キロリッ トル以上50,000 キロリットル未 満のもの 1,20 0,000円			ウ 危険物の貯蔵 最大数量が 10,000キロリッ トル以上50,000 キロリットル未 満のもの 1,20 0,000円	
	エ 危険物の貯蔵 最大数量が 50,000キロリッ トル以上 100,000キロリ ットル未満のも の 1,520,000 円			エ 危険物の貯蔵 最大数量が 50,000キロリッ トル以上 100,000キロリ ットル未満のも の 1,520,000 円	
	オ 危険物の貯蔵 最大数量が 100,000キロリ ットル以上 200,000キロリ ットル未満のも の 1,780,000 円			オ 危険物の貯蔵 最大数量が 100,000キロリ ットル以上 200,000キロリ ットル未満のも の 1,780,000 円	
	カ 危険物の貯蔵 最大数量が 200,000キロリ ットル以上 300,000キロリ ットル未満のも			カ 危険物の貯蔵 最大数量が 200,000キロリ ットル以上 300,000キロリ ットル未満のも	

現行		改正案	
	<p>の 4,070,000 円</p> <p>キ 危険物の貯蔵 最大数量が 300,000キロリ ットル以上 400,000キロリ ットル未満のも の 5,340,000 円</p> <p>ク 危険物の貯蔵 最大数量が 400,000キロリ ットル以上のも の 6,490,000 円</p> <p>(6) 浮き屋根式特 定屋外タンク貯蔵 所及び浮き蓋付特 定屋外タンク貯蔵 所</p> <p>ア 危険物の貯蔵 最大数量が 1,000キロリッ トル以上5,000 キロリットル未 満のもの <u>1,18</u> <u>0,000円</u></p> <p>イ 危険物の貯蔵</p>		<p>の 4,070,000 円</p> <p>キ 危険物の貯蔵 最大数量が 300,000キロリ ットル以上 400,000キロリ ットル未満のも の 5,340,000 円</p> <p>ク 危険物の貯蔵 最大数量が 400,000キロリ ットル以上のも の 6,490,000 円</p> <p>(6) 浮き屋根式特 定屋外タンク貯蔵 所及び浮き蓋付特 定屋外タンク貯蔵 所</p> <p>ア 危険物の貯蔵 最大数量が 1,000キロリッ トル以上5,000 キロリットル未 満のもの <u>1,45</u> <u>0,000円</u></p> <p>イ 危険物の貯蔵</p>

現行		改正案	
	<p>最大数量が 5,000キロリッ トル以上10,000 キロリットル未 満のもの <u>1,410,000</u> 円</p> <p>ウ 危険物の貯蔵 最大数量が 10,000キロリッ トル以上50,000 キロリットル未 満のもの <u>1,590,000</u> 円</p> <p>エ 危険物の貯蔵 最大数量が 50,000キロリッ トル以上 100,000キロリ ットル未満のも の <u>1,950,000</u> 円</p> <p>オ 危険物の貯蔵 最大数量が 100,000キロリ ットル以上 200,000キロリ ットル未満のも の <u>2,270,000</u> 円</p>		<p>最大数量が 5,000キロリッ トル以上10,000 キロリットル未 満のもの <u>1,720,000</u> 円</p> <p>ウ 危険物の貯蔵 最大数量が 10,000キロリッ トル以上50,000 キロリットル未 満のもの <u>1,920,000</u> 円</p> <p>エ 危険物の貯蔵 最大数量が 50,000キロリッ トル以上 100,000キロリ ットル未満のも の <u>2,360,000</u> 円</p> <p>オ 危険物の貯蔵 最大数量が 100,000キロリ ットル以上 200,000キロリ ットル未満のも の <u>2,740,000</u> 円</p>

現行		改正案	
	カ 危険物の貯蔵 最大数量が 200,000キロリ ットル以上 300,000キロリ ットル未満のも の <u>4,550,000</u> 円		カ 危険物の貯蔵 最大数量が 200,000キロリ ットル以上 300,000キロリ ットル未満のも の <u>5,640,000</u> 円
	キ 危険物の貯蔵 最大数量が 300,000キロリ ットル以上 400,000キロリ ットル未満のも の <u>5,820,000</u> 円		キ 危険物の貯蔵 最大数量が 300,000キロリ ットル以上 400,000キロリ ットル未満のも の <u>7,240,000</u> 円
	ク 危険物の貯蔵 最大数量が 400,000キロリ ットル以上のも の <u>7,070,000</u> 円		ク 危険物の貯蔵 最大数量が 400,000キロリ ットル以上のも の <u>8,790,000</u> 円
	(7) 岩盤タンクに 係る屋外タンク貯 蔵所 ア 危険物の貯蔵 最大数量が 400,000キロリ ットル未満のも		(7) 岩盤タンクに 係る屋外タンク貯 蔵所 ア 危険物の貯蔵 最大数量が 400,000キロリ ットル未満のも

現行		改正案	
	<p>の 5,930,000 円</p> <p>イ 危険物の貯蔵 最大数量が 400,000キロリ ットル以上 500,000キロリ ットル未満のも の 7,470,000 円</p> <p>ウ 危険物の貯蔵 最大数量が 500,000キロリ ットル以上のも の 10,900,000 円</p> <p>(8) 屋内タンク貯 蔵所 26,000円</p> <p>(9) 地下タンク貯 蔵所</p> <p>ア 指定数量の倍 数が100以下の もの 26,000円</p> <p>イ 指定数量の倍 数が100を超え るもの 39,000 円</p> <p>(10) 簡易タンク貯 蔵所 13,000円</p>		<p>の 5,930,000 円</p> <p>イ 危険物の貯蔵 最大数量が 400,000キロリ ットル以上 500,000キロリ ットル未満のも の 7,470,000 円</p> <p>ウ 危険物の貯蔵 最大数量が 500,000キロリ ットル以上のも の 10,900,000 円</p> <p>(8) 屋内タンク貯 蔵所 26,000円</p> <p>(9) 地下タンク貯 蔵所</p> <p>ア 指定数量の倍 数が100以下の もの 26,000円</p> <p>イ 指定数量の倍 数が100を超え るもの 39,000 円</p> <p>(10) 簡易タンク貯 蔵所 13,000円</p>

現行		改正案	
(11) 移動タンク貯蔵所（(12)に規定する異動タンク貯蔵所を除く。） 26,000円		(11) 移動タンク貯蔵所（(12)に規定する異動タンク貯蔵所を除く。） 26,000円	
(12) 積載式移動タンク貯蔵所又は航空機若しくは船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所 39,000円		(12) 積載式移動タンク貯蔵所又は航空機若しくは船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所 39,000円	
(13) 屋外貯蔵所 13,000円		(13) 屋外貯蔵所 13,000円	
(14) 給油取扱所（屋内給油取扱所を除く。） 52,000円		(14) 給油取扱所（屋内給油取扱所を除く。） 52,000円	
(15) 屋内給油取扱所 66,000円		(15) 屋内給油取扱所 66,000円	
(16) 第1種販売取扱所 26,000円		(16) 第1種販売取扱所 26,000円	
(17) 第2種販売取扱所 33,000円		(17) 第2種販売取扱所 33,000円	
(18) 移送取扱所 ア 危険物を移送するための配管の延長（当該配		(18) 移送取扱所 ア 危険物を移送するための配管の延長（当該配	

現行		改正案	
	<p>管の起点又は終点が2以上ある場合は、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のもの。以下同じ。)が15キロメートル以下のもの(危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上のものを除く。) 21,000円</p> <p>イ 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、</p>		<p>管の起点又は終点が2以上ある場合は、任意の起点から任意の終点までの当該配管の延長のうち最大のもの。以下同じ。)が15キロメートル以下のもの(危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上のものであって、かつ、危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上のものを除く。) 21,000円</p> <p>イ 危険物を移送するための配管に係る最大常用圧力が0.95メガパスカル以上であって、かつ、</p>



現行			改正案		
	<p>危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下のもの 87,000円</p> <p>ウ 危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超えるもの 87,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに22,000円を加えた額</p> <p>(19) 一般取扱所</p> <p>ア 指定数量の倍数が10以下のもの 39,000円</p> <p>イ 指定数量の倍数が10を超え50以下のもの 52,000円</p>			<p>危険物を移送するための配管の延長が7キロメートル以上15キロメートル以下のもの 87,000円</p> <p>ウ 危険物を移送するための配管の延長が15キロメートルを超えるもの 87,000円に危険物を移送するための配管の延長が15キロメートル又は15キロメートルに満たない端数を増すごとに22,000円を加えた額</p> <p>(19) 一般取扱所</p> <p>ア 指定数量の倍数が10以下のもの 39,000円</p> <p>イ 指定数量の倍数が10を超え50以下のもの 52,000円</p>	

現行			改正案		
	ウ 指定数量の倍 数が50を超え 100以下のもの 66,000円 エ 指定数量の倍 数が100を超え 200以下のもの 77,000円 オ 指定数量の倍 数が200を超え るもの 92,000 円			ウ 指定数量の倍 数が50を超え 100以下のもの 66,000円 エ 指定数量の倍 数が100を超え 200以下のもの 77,000円 オ 指定数量の倍 数が200を超え るもの 92,000 円	
略			略		